

傍 聴 要 領

三重県社会福祉審議会

1 傍聴定員

3名

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行い、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は13時30分から13時50分までとします。なお、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とします。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって必ず係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、以下に述べる4の事項に反したときはこれを注意し、なお従わないときは退場をしていただくこととなります。

4 会議を傍聴するにあたり守っていただく事項

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく会議等の模様の撮影や録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の進行の支障となる行為を行わないこと。